

# 家賃保証システムのご紹介

保証プラン	毎年プラン				初回のみプラン		
種類	住居用	店舗・事務所	倉庫	学生	住居用	駐車場	トランクルーム
保証限度額 (月額賃料) <sup>※1</sup>	24か月分 相当額	6か月分相当額 <sup>※2</sup>		24か月分 相当額	24か月分 相当額	12か月分 相当額 <sup>※2</sup>	6か月分 相当額
初回保証委託料	月額賃料の50%	月額賃料の100%		1万円	月額賃料の100%	1,000円	
年間保証委託料	1万円	月額賃料の10% (上限:なし/下限:1万円)		1万円	なし		
事務手数料	月額賃料の10.48%(税込)			なし	月額賃料の 10.48%(税込)	なし	
口座振替手数料	300円+税				300円+税	500円+税 <sup>※3</sup>	
保証期間	入居日(賃貸借保証契約書の保証開始日)から退去明渡日まで <small>当社は、賃貸借契約が同一条件で更新された場合は、更新期間についても賃貸借保証契約に基づき保証いたします</small>						
支払日	<b>口座振替をご利用の場合:振替日当日(毎月27日)</b> <small>※金融機関休業日の場合は翌営業日</small> <b>代位弁済の場合:代位弁済請求書受領日後、3営業日後にお支払い</b> <small>※18:00以降に受領した代位弁済請求書は翌営業日受領扱いといたします</small>						

※お申し込みの際は緊急連絡先が必要です(法人申込の場合は連帯保証人が必要な場合があります)

※審査結果により保証をお受けできない場合や、連帯保証人の追加、変更をお願いする場合があります

※連帯保証人の極度額は月額賃料の24か月分相当額です(極度額とは、賃貸借保証委託契約に基づき発生する主債務(求償債務等)のうち、連帯保証人の責任を画定した上限金額です)

※1:「月額賃料」とは、賃貸借契約締結時における家賃(賃料)・共益費/管理費・駐車場料金・水道費/町(区)費・その他毎月定額で賃借人が負担するものの合計額です

※2:滞納賃料等が保証限度額に達するまでに、賃借人から賃借人に対して対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料の10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加いたします

※3:駐車場、トランクルームは口座振替サービスの利用が必須です

## 保証内容<sup>(注1)</sup>

種類	住居用 住居学生用	店舗・事務所	駐車場	トランクルーム 倉庫	備考
家賃(賃料)	○	○	○	○	-
共益費/管理費	○	○	○	○	-
駐車場料金	○	○	○	○	-
水道料/町(区)費	○	○	○	○	-
毎月家賃と共に 支払われる費用	○	○	○	○	-
賃貸借契約の更新料	○	○	○	×	-
鍵交換費用	○	○	○	×	-
量表替費用	○	○	-	×	-
ハウスクリーニング費用	○	○	×	×	◆駐車場の場合 修繕費・残置物撤去費用・ゴミ処理費用(産廃処理費用は除く)のみ保証対象とし、保証限度額は修繕費については月額賃料の1か月分相当額、残置物撤去費用・ゴミ処理費用については合わせて月額賃料の1か月分相当額とする ◆トランクルーム・倉庫の場合 残置物撤去費用・ゴミ処理費用(産廃処理費用は除く)のみ保証対象とし、保証限度額は合わせて月額賃料の1か月分相当額とする
残置物撤去費用 ゴミ処理費用	○	○	○	○	
修繕費 <sup>(注2)</sup>	○	○	○	×	
解約予告通知義務違反による 違約金・損害金 <sup>(注3)</sup>	○	○	○	×	賃料等 <sup>(注4)</sup> の2か月分相当額を上限とする
早期解約による 違約金・損害金 <sup>(注3)</sup>	○	×	○	×	◆1年未満で解約の場合 月額賃料の2か月分相当額を上限とする ◆1年以上2年未満で解約の場合 月額賃料の1か月分相当額を上限とする ※2年以上経過後の解約は保証対象外
債務不履行による 明渡し訴訟費用 <sup>(注5)</sup>	○	○	○	×	-

(注1) 賃貸借契約書に記載されていることが保証条件です

(注2) 賃借人が認めたものに限り(ただし、自然損耗部分の復旧に要する修繕費は保証対象外です)

(注3) 賃料不払い等の理由により、賃借人が賃貸借契約を解除した場合(建物明渡し訴訟を提起した場合も含む)は除きます

(注4) 賃料等とは、賃貸借契約に関して賃借人が毎月負担する金額のうちその金額が変動するもの(水道料等)と月額賃料を合わせた、賃借人が毎月負担する合計額です

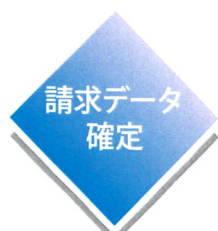
(注5) 保証会社が認めたものに限り



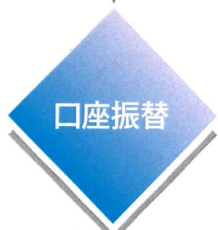
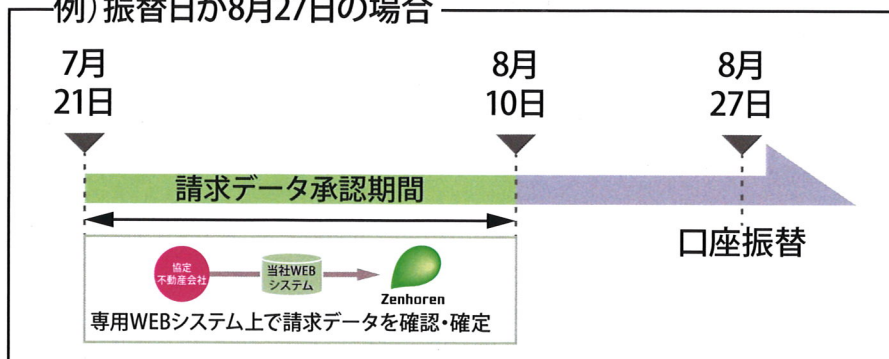
# 口座振替開始後の流れ

## ◆送金データの確定～送金

毎月10日までに翌月分の振替対象データを確定してください

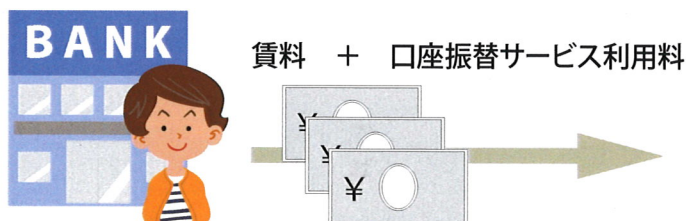


例) 振替日が8月27日の場合



毎月27日に指定口座から賃料を引き落とします

※ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日



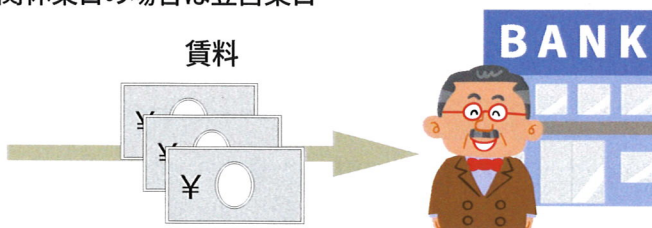
なお、賃料とあわせて「口座振替サービス利用料」を引き落とします

※口座振替サービス利用料はプランによって異なりますので、プラン表を確認ください



口座振替の当日に指定口座へ賃料を送金いたします

※ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日



なお、送金先金融機関に関わらず、送金手数料は当社が負担いたします

## ◆口座振替ができない場合

資金不足等により口座振替が行えない場合も口座振替当日に送金し、当社から契約者へ支払い案内を行います